



当初設計

2026年度

福山市全域

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等調査業務委託

業 務 概 要	当初設計	第1回変更
	既存盛土等調査	
計画準備	一式	
資料収集整理	一式	
既存盛土等調査	一式	
既存盛土等分布調査	一式	
応急対策の必要性判断	一式	
安全性把握の優先度評価	一式	
基礎調査結果の公表資料作成	一式	

# 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等調査業務委託 特記仕様書

## (適用範囲)

第1条 本仕様書は、福山市（以下「発注者」という。）が委託する「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土調査業務委託」（以下「本業務」という。）について適用する。

本業務の対象範囲は福山市全域（A=5 1 7. 7 2km<sup>2</sup>）とする。

## (履行期間)

第2条 履行期間は、契約の日から2027年（令和9年）3月31日までとする。

本業務の履行期間は、完了検査期間として10日間を見込んでいる。

## (目的)

第3条 本業務は、福山市が定める宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下、「規制区域」とする。）内において、調査対象とする既存盛土等の箇所抽出、位置情報等の整理、応急対策の必要性判断等を行い、盛土等に伴う災害発生のおそれの有無を把握することを目的とする。

## (準拠する法令等)

第4条 本業務の実施にあたっては、契約書及び本特記仕様書の定めによるほか、次に掲げる法令（法令に基づく政令、省令、告示、通達等を含む。）及び文献等に基づき実施するものとする。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法、同政省令及び同施行規則等
- (2) 都市計画法、農地法、森林法、砂防法、廃棄物処理法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (3) 基礎調査実施要領（既存盛土等調査編） 国土交通省、農林水産省、林野庁
- (4) 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説 令和5年5月 国土交通省、農林水産省、林野庁
- (5) 不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン 令和5年5月 国土交通省、農林水産省、林野庁
- (6) 盛土等防災マニュアル 令和5年5月 国土交通省、農林水産省、林野庁
- (7) 宅地擁壁の復旧技術マニュアル 令和5年5月 国土交通省、農林水産省、林野庁
- (8) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく造成宅地防災区域指定要領 令和5年5月 国土交通省、農林水産省、林野庁
- (9) 開発行為等の許可の技術的基準 令和6年4月 福山市
- (10) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の手引き 令和6年4月 福山市
- (11) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく届出の手引き（区域指定の際に既に行われている工事の届出） 令和6年4月 福山市
- (12) 造成宅地における耐震調査・検討・対策の手引き
- (13) 公共測量作業規程及びその他関係法令等
- (14) 大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドラインの解説 平成24年4月
- (15) 大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説 平成27年5月
- (16) 個人情報保護に関する法律 平成15年法律第57号
- (17) その他関係法令及び関係条例等

## (疑義)

第5条 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合、発注者と受注者は、その都度協議し、発注者の指示に従い本業務を遂行する。

(関係官公署等への手続き・折衝)

第6条 本業務遂行のための関係官公署若しくは関係者への手続き又はこれらとの折衝が必要な場合は、発注者と受注者が協議のうえ、受注者の責任において速やかに処理し、発注者にその写し等を提出するものとする。

(管理技術者)

第7条 受注者は、本業務を管理するにあたって、必要な法制度を理解し技術に精通した管理技術者を選任し、業務全般にわたる適切な技術管理を行わせるものとする。

2 管理技術者は、本業務を管理するために必要な能力として、技術士(建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」)又はRCCM(「河川、砂防及び海岸・海洋」)の資格を持つものでなければならない。

3 受注者は、選任した管理技術者の資格証の写し及び社員であることを証する書類を提出するものとする。

(照査技術者)

第8条 受注者は、照査技術者を選任し、業務の各作業の適切な成果品の照査を行わせるものとする。

2 照査技術者は、本業務を管理するために必要な能力として、技術士(建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」)又はRCCM(「河川、砂防及び海岸・海洋」)の資格を持つものでなければならない。

3 受注者は、選任した照査技術者の資格証の写し及び社員であることを証する書類を提出するものとする。

(協議)

第9条 受注者は、本業務の契約期間中、発注者と緊密な連絡のもとに作業を履行し、各作業の工程ごと及び発注者が必要とする場合に、協議を行わなければならない。

2 受注者は、協議内容を明確に記載した協議簿を作成し、発注者に提出し、承諾を得るものとする。なお、協議簿は2部作成し、発注者及び受注者が各1部ずつ保管するものとする。

3 協議には、管理技術者が必ず出席しなければならない。

(工程管理)

第10条 受注者は、工程表に基づく工程管理に努めるとともに、本業務の進捗状況を、適宜、発注者に報告するものとする。

(損害賠償)

第11条 受注者は、業務遂行中に生じた事故及び自己の責めにより発注者又は第三者に与えた損害に対する全ての責任を負い、その発生原因、経過、内容等について、書面により速やかに報告するとともに、損害賠償等、請求があった場合は、受注者の責任においてその一切の処理をするものとする。

(事故報告義務)

第12条 発注者から貸与された資料(個人情報等)に関し、流出、毀損、滅失等の事故が生じたときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

(秘密保持)

第13条 受注者は、本業務履行上に知り得た情報、図面及び資料等について、発注者の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。

2 この守秘義務については、契約終了後も継続するものとする。

3 受注者の責めにより秘密が漏洩し、発注者が損害を受けた場合は、受注者はその損害に対し賠償の責

任を負うものとする。

(検査)

第14条 全工程終了後は、成果品について管理技術者立会いの上、発注者の検査を受け、この検査の合格をもって完了とし、成果品の引き渡しを行うものとする。

2 前項の検査の結果、成果品が合格しなかった場合は、受注者の負担において速やかに必要な修正を行い、発注者の再検査を受けなければならない。

(成果品に対する責任)

第15条 本業務完了・引き渡し後であっても、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、受注者の負担において速やかに成果品の訂正、補足又は再作業をしなければならない。

(計画準備)

第16条 受注者は、契約締結後、速やかに発注者と十分に協議を行い、業務実施計画書を作成の上、発注者に2部提出しなければならない。業務実施計画書へは次の各号に掲げる内容を記載するものとする。

- (1) 業務体制・配置計画
- (2) 業務工程
- (3) 業務実施要領
- (4) 緊急時の連絡体制
- (5) その他発注者、受注者の協議により必要と認めるもの

2 受注者は、前項の業務実施計画書について、発注者の承諾を得て、本業務を行うものとする。

また、受注者は、発注者の承諾を得た業務実施計画書に基づき、本業務を行わなければならない。

3 受注者は、発注者の承諾を得た業務実施計画書に変更が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、変更した業務実施計画書を提出し、承諾を受けなければならない。

4 受注者は、次に掲げる資料を発注者から貸与もしくは公開されている情報を収集し、本業務で有効活用するため、適切に整理するものとする。収集した資料はGISに展開できるようにデータ変換等を行う。位置情報を含む情報は、原則GISデータで収集する。

なお、発注者から提供される個人情報が含まれる資料に関しては、本業務に必要な事項を精査し、発注者と協議するものとする。協議後、協議結果に従って発注者は貸与するデータの必要事項のみを受注者に貸与するものとする。

(1) 貸与資料等

- 1) 令和3年度盛土による災害防止のための総点検結果
- 2) 土砂災害警戒区域（土石流の流域界を含む）GISデータ
- 3) 山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区の流域界を含む）GISデータ
- 4) 航空レーザ測量成果
- 5) 国土地理院発行5mメッシュ標高データ
- 6) 国土地理院発行数値地図標高10mメッシュ標高データ（5mが存在しない範囲）
- 7) 航空写真撮影成果
- 8) 令和5年度福山市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域指定基礎調査業務成果
- 9) 平成28年度福山市大規模盛土造成地予備調査業務委託 報告書
- 10) 平成29年度及び30年度福山市大規模盛土造成地変動予測調査業務委託 報告書
- 11) その他必要となる資料（衛星画像等）

(2) 調査に必要な資料・図面等は、受注者が関係市町から借用し、又は関係機関から入手し、使用するものとする。

- (3) 法務局等で必要資料を入手する場合の費用等については、受注者の負担とする。
- (4) 住宅地図（ゼンリン住宅地図・ブルーマップ等）については、本業務を実施する上での利用を制限しないものとし、利用する場合は、受注者で所有しているデータ又はレンタル、購入等で対応するものとする。なお、本業務で住宅地図を利用する上で発生する費用は、受注者の負担とする。

（業務概要）

第17条 本業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等調査業務
  - 1) 計画準備
  - 2) 資料収集整理
  - 3) 既存盛土等調査
  - 4) 既存盛土等分布調査
  - 5) 応急対応の必要性判断
  - 6) 安全性把握の優先度評価
  - 7) 基礎調査結果の公表資料作成
  - 8) 報告書作成（成果品とりまとめ）
- (2) 打合せ協議

（業務内容）

第18条 本業務の内容は次のとおりとする。

調査にあたっては、国土交通省が公表している「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説 令和5年5月 国土交通省、農林水産省、林野庁」（以下、「ガイドライン及び同解説」という。）に基づき行うものとする。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等調査業務
  - 1) 計画準備
    - 作業全般にわたる工程の計画立案を行うとともに、それに伴う業務の計画準備を行うものとする。
    - 業務着手に際し、業務目的を理解したうえで業務実施計画書を作成すること。
  - 2) 資料収集整理
    - 受注者は、第16条の計画準備に掲げる資料を発注者もしくは公開されている情報を収集し、本業務で有効活用するため、適切に整理するものとする。
  - 3) 既存盛土等調査
    - 机上調査により、2,000㎡以上の既存盛土等の箇所を抽出する。
    - なお、作業内容の見直しが生じた場合は、監督職員と協議することとする。
    - また、以下に記す4)～6)における対象箇所件数は200件程度を見込んでいる。業務の実施に伴い、対象箇所件数に1割以上の増が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、設計図書等を変更する。対象箇所件数に減が生じた場合は、設計図書等を変更することとする。
  - 4) 既存盛土等分布調査
    - 既存盛土等情報をGIS上に集約し、市全域での分布状況を把握できるようにとりまとめを行う。
    - なお、既存盛土等は以下の方法で把握する。
      - (ア) 既存調査結果による盛土等の把握
        - 令和3年度盛土による災害防止のための総点検（広島県）や平成29年度及び平成30年度福山市大規模盛土造成地変動予測調査業務（福山市）等の調査結果から、既存盛土等の分布状況を把握する。
        - また、市職員によるパトロール等で確認した既存盛土等も合わせて整理する。

(イ) 法令許可等による把握

旧宅地造成等規制法、森林法、土地改良法、砂防三法、その他条例等により許可した盛土等の件数や規模等を年度別に把握した上で、各所管部署所有の GIS データを活用し、当該盛土等の位置を可能な範囲で把握する。

(ウ) 地形判読等による補足調査

上記以外の規制区域が包含される土地の範囲について、地形データ (DEM) を活用し既存盛土等可能性箇所を抽出する。調査にあたっては、既存の航空レーザ測量成果(簡易オルソ含)、国土地理院のメッシュ標高データ、市町村の航空写真もしくは衛星画像等を活用するものとし、各データの年代等を勘案し、適切な組み合わせにて抽出する。調査対象の面積は、2,000㎡以上とする。作成する GIS データの形式はポリゴンを基本とし、盛土等の抽出条件や GIS データの仕様等は監督職員と協議のうえ設定する。

5) 応急対策の必要性判断

上記4)で把握した盛土等について、公道等からの現地確認等により、崩壊や変状等の有無を確認し、応急対策の必要性を判断する。現地確認等の結果は個票にとりまとめる。

なお、福山市第二次スクリーニング計画の作成が完了している大規模盛土造成地は、ガイドライン及び同解説に準じて、本業務での調査対象外とするが、当該計画の実施年度以降に新たに抽出される大規模盛土造成地については対象とする。

6) 安全性把握の優先度評価

上記4)で把握した盛土等について、安全性把握を実施する優先度を評価する。盛土等のタイプの区分(谷埋盛土、腹付盛土、平地盛土等)に応じ、保全対象との離隔・対象数、地形・地質等によるリスク評価、変状等の有無(上記5)の現地確認等の結果)等によるリスク評価を行い、安全性把握の優先度を評価する。

なお、福山市第二次スクリーニング計画の作成が完了している大規模盛土造成地等は、上記5)と同様の扱いとする。

また、評価方法は、各ガイドラインに準じて評価方法案を作成し、監督職員と協議のうえ決定する。

リスク評価を踏まえ、安全性把握調査が必要な盛土等、経過観察を行う盛土等、当面の間対応不要とする盛土等の対応区分を行い、調査結果を GIS データ及び個票にとりまとめる。

7) 基礎調査結果の公表資料作成

既存盛土等調査に係る基礎調査結果の公表資料を作成する。

8) 報告書作成(成果品とりとめ)

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等調査業務の検討過程及び業務の実施結果をわかりやすく取りまとめ、報告書を作成する。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等調査業務の検討過程から安全性把握の優先度評価までの流れを市全域で確認できる資料を PDF 形式で整理する。

なお、既存盛土等情報を GIS 上に集約し、市全域での分布状況を把握できるように取りまとめを行い、資料を整理する。

(2) 打合せ協議

打合せ協議は次の回数を見込む。

なお、業務の過程において必要が生じた場合はその都度行うものとする。

業務着手時	:	1回
中間時	:	1回
成果品納入時	:	1回

(成果品)

第19条 提出すべき成果品及び提出部数は次のとおりとする。成果品の作成にあたっては、その規格及び編集方法等について予め発注者と協議すること。

- (1) 紙媒体（規格：A4(A3)） 1部
  - 1) 報告書
- (2) 電子媒体（CD-R または DVD-R） 2部（正：1 副：1）
  - 1) 報告書（PDF、オリジナルデータ）
  - 2) 既存盛土等情報データ（Shape 形式）
  - 3) ホームページ公開用データ（PDF 形式）
- (3) その他必要に応じて「発注者」が指示し、「受注者」が承諾したもの 一式

(成果品の装丁等)

第20条 成果品の装丁等は次のとおりとする。

- (1) 製本は極力分冊を避けるものとする。なお、分冊を行う場合は、内容の配分を考慮して行うものとする。
- (2) 報告書は、長期の使用に耐える通常の装丁を行う。図面は図面箱等に入れて提出するものとする。

(成果品の納入場所)

第21条 成果品の納入場所は、福山市建設局土木部農林整備課とする。

# 総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 70 福山市 00-08.05.01(0)	凡例 Co … コンクリート      As … アスファルト DT … ダンプトラック      BH … バックホウ CC … クローラクレーン      TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
諸経費体系	2 委託	
発注区分	当世代 41 建設コンサル	前世代
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
設計業務等積算基準					Y2C01 レベル1
既存盛土等調査業務	1	式			Y2C0101 レベル2
計画準備	1	式			Y2C010101 レベル3
計画準備	1	式			Y2C01010101 レベル4
計画準備	1	式			V0200 00 単第0 -0001 表
資料収集整理	1	式			Y2C010101 レベル3
資料収集整理	1	式			Y2C01010101 レベル4
資料収集整理	1	式			V0300 00 単第0 -0002 表

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
既存盛土等調査	1	式			Y2C010101 レベル3
既存盛土等調査	1	式			Y2C01010101 レベル4
既存盛土等調査	1	式			V0400 00 単第0 -0003 表
既存盛土等分布調査	1	式			Y2C01010101 レベル4
既存盛土等分布調査 200箇所	1	式			V0500 00 単第0 -0004 表
応急対策の必要性判断	1	式			Y2C01010101 レベル4
応急対策の必要性判断 200箇所	1	式			V0600 00 単第0 -0005 表
安全性把握の優先度評価	1	式			Y2C01010101 レベル4
安全性把握の優先度評価 200箇所	1	式			V0700 00 単第0 -0006 表

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
基礎調査結果の公表資料作成	1	式			Y2C01010101レベル4
基礎調査結果の公表資料作成	1	式			V0800 00 単第0 -0007 表
報告書作成（成果品のとりまとめ）	1	式			Y2C010101 レベル3
報告書作成（成果品のとりまとめ）	1	式			Y2C01010101レベル4
報告書作成（成果品のとりまとめ）	1	式			V0900 00 単第0 -0008 表
打合せ協議	1	式			Y2C010101 レベル3
打合せ協議	1	式			Y2C01010101レベル4
打合せ協議 3回	1	式			V1000 00 単第0 -0009 表
** 直接人件費 **					

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
直接経費					Z0001
旅費交通費					YZZ0101 レベル2
	1	式			
旅費交通費					YZZ010101 レベル3
	1	式			
旅費交通費					YZZ01010101 レベル4
		式			
旅費交通費(設計)					S2Z0101X3 00
	1	式			単第0 -0010 表
電子成果品作成費					YZZ0102 レベル2
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ010201 レベル3
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ01020101 レベル4
		式			
電子成果品作成費(設計) その他の設計業務					S2Z0102X3 00
	1	式			単第0 -0011 表

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
** 直接原価 **  					
その他原価 計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 間接原価 **  					
** 業務原価 **  					
一般管理費等 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務価格計					
消費税相当額計 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務費計					





















